

まめだ簡易グラウンドサッカー場に敷設する人工芝等の供給等事業者募集要項

1 趣旨

まめだ簡易グラウンドサッカー場に敷設する人工芝及び基布等（以下「人工芝等」という。）については、グラウンドをサッカー、ホッケーなど多目的に供するグラウンドとするため、これら用途に適したものとする必要があるほか、快適な競技環境の提供や河川敷という立地に配慮するとともに、高い耐久性能を備えたものとする必要がある。

この要領は、適切な事業者による、まめだ簡易グラウンドサッカー場に最も相応しい人工芝等の供給等が行えるようにするため、事業者を広く募集し、選定するために必要な事項を定めるものである。

2 事業名

まめだ簡易グラウンドサッカー場に敷設する人工芝等の供給等事業

3 事業概要

(1) 内容

石川県（以下「県」という。）は、当該公募型プロポーザルにより選定した事業者1者（以下「事業者」という。）と別添「まめだ簡易グラウンドサッカー場に敷設する人工芝等の供給等事業に関する基本協定書（案）」を内容とする基本協定を締結する。

県と基本協定の締結に至った事業者は、基本協定の内容に従い、本県が別途公告する「(仮称) まめだ簡易グラウンドサッカー場人工芝整備」（以下「本工事」という。）において、人工芝等の供給等を行う。

(2) 履行場所

石川県金沢市大豆田本町 地内（まめだ簡易グラウンドサッカー場）

(3) 事業期間

基本協定書の締結日から、本工事における契約期間の満了日まで

(4) 事業担当課

石川県文化観光スポーツ部スポーツ振興課（本庁舎 10 階）

〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

Tel:076-225-1391、Fax : 076-225-1388

電子メール i-sports@pref.ishikawa.lg.jp

4 応募資格等

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。なお、応募資格等の基準日は、「参加資格確認申請書」（様式 1）の受付日とする。

(1) 法人格を有すること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から基本協定の締結候補者の特定までの間のいずれの日においても、県の指名停止を受けていないこと。
- (4) 参加申込書提出期限の 1 か月前までに納期限の到来した国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 公益財団法人日本サッカー協会ホームページ掲載の JFA ロングパイル人工芝の製品検査（ラボテスト）完了製品一覧に、申請社として記載のある者であること。
なお、製造及び販売が申請者の同一グループ内の別法人により行われている場合には、当該別法人も応募資格を有するものとする。

5 人工芝等に係る費用（材料費及び直接工事費）の上限額等

人工芝等に係る費用の上限額等は、参加資格確認結果の通知に合わせ、以下の内容を通知する。なお、上限額は消費税及び地方消費税を含まない額とする。

- ・人工芝等に係る上限単価（材料費及び直接工事費を含む。）（円/㎡）

6 人工芝等の仕様等

ゴムチップを使用しない人工芝等で構成する使用材料の仕様は以下のとおりとする。

(1) 使用材料の仕様

① メインエリア（ゴムチップ使用しないノンフィル人工芝）

項 目		仕 様	
人工芝	メイン パイル	材質	ポリエチレン
		製法	モノフィラメント
		長(丈)	25mm以上
		織度	5, 550dtex 以上
		厚み	240 μ 以上
		色	グリーン
	サブ パイル	材質	ポリエチレン
		製法	モノフィラメント
		織度	4, 000dtex 以上
		厚み	120 μ 以上
		色	グリーン
	基布材質		ポリプロピレン
	バックング材質		ウレタンまたはSBRラテックス
反物幅		4m 以上	
アンダー パッド	材質	ゴムチップ	
	形状	フラット形状	
	厚み	10mm以上	
	施工	現場打設	

② 外周エリア（砂入り人工芝）

項 目		仕 様	
パイル	材質	ポリエチレン	
	製法(形状)	スプリットヤーン	
	長(丈)	19mm以上	
	織度	11, 100dtex 以上	
	厚み	110 μ 以上	
	色	グリーン	
基布素材		ポリプロピレン	
バックング材質		SBRラテックス	
反物幅		3.6m以上	
充填目砂		特殊調整硅砂	

人工芝等の条件

- ア 県が通知する「人工芝等に係る上限単価」を超えないものであること。
- イ メインエリアはゴムチップを使用しないノンフィルタイプの人工芝とし、外周エリアは砂入り人工芝とする。
- ウ メイン・外周両エリアに敷設する人工芝は、同一メーカーの製品とすること。
- エ 国内のスポーツグラウンド等（サッカー場及びフィールドホッケー場等）における施工実績 400 万㎡以上を有するメーカーの製品であること。
- オ 主な用途であるサッカー場及びフィールドホッケー場の施工実績を十分に有するメーカーであること。
- カ ゴムチップを使用しない人工芝にて河川敷への施工実績を有するメーカーであること。又、ノンフィル人工芝導入後、10 年以上運営している施設への実績を有するメーカーであることが望ましい。
- キ 河川敷で発生した有事への対処経験があるメーカーであることが望ましい。
- ク 人工芝は、1 ㎡程度の部分補修（切り取り・再敷設）に対応できるものであること。
- ケ 提案する人工芝は、国内生産であること。国内生産であることを確認するため、必要に応じて製造工場所在地、製造工程の概要等を示す資料の提出を求められることがある。
- コ 令和 9 年度に本工事を予定しており、工事工程内で材料の供給が可能であること。

(2)留意事項

- ア 競技ラインは本工事における発注図面に従うものとし、芝色は発注者の指示に従うものとする。なお、現時点で芝色は、基準色（緑）の他、サッカー（白）、8 人制サッカー（黄）、ホッケー（青）を予定している。（副パイルは緑）
- イ 表面排水を少なくするため、浸透性能の高い舗装構造体（開粒度アスコン）を人工芝下地に敷設する予定としている。

7 協定書（案）

まめだ簡易グラウンドサッカー場に敷設する人工芝等の供給等事業に関する基本協定書（案）のとおり。

8 応募書類の提出

(1)参加資格確認申請書

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書（様式 1）を作成し、下記アに示す添付書類と共に、持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）にて提出すること。確認の結果、参加資格を有すると確認された者に限り、企画提案書を提出することができる。

ア 添付書類

(ア) 消費税及び地方消費税について、未納がないことを証する納税証明書の写し（発行後3か月以内のものに限る。）

(イ) 会社概要（様式3）

※ 様式3は、既存の会社パンフレット等、様式3の内容が記載されているものによる代用を可とする。

イ 提出期間

公示日から令和8年7月3日（金）15時まで

ウ 提出場所

前記3(4)の事業担当課

エ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと）

※ 発送が期間内であっても、前記3(4)の事業担当課に期間内に到着しない場合は無効とする。

オ 参加資格確認結果の通知

確認後、速やかに書面にて通知する。

なお、参加資格確認結果の通知に合わせて、参加資格を有する者にのみ人工芝等に係る費用の上限額を通知する。

(2) 企画提案書

ア 提出期間

参加資格確認結果の通知日から令和8年8月7日（金）17時まで

イ 提出場所

前記3(4)の事業担当課

ウ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと）

※ 発送が期間内であっても、前記3(4)の事業担当課に期間内に到着しない場合は無効とする。

エ 企画提案書の構成等

(ア) 表紙（様式5-1及び様式5-2）

正本（様式5-1）のみ応募者名を記載すること。

(イ) 企画提案

企画提案書（様式6-1から様式6-4）を使用すること。

記載に当たっては、写真やイメージ図を用いることを可能とするが、ロゴや製品名、型番などの応募者の特定につながる記載等は不可とする。

オ 企画提案書（概要版）の作成

プレゼンテーション用に、企画提案書（様式6-1から様式6-4）の内容を盛り込んだ企画提案書（概要版）を作成すること。

なお、企画提案書（概要版）は、A3版横書き2枚程度とすること。

記載に当たっては、写真やイメージ図を用いることを可能とするが、ロゴや製品名、型番などの応募者の特定につながる記載等は不可とする。

カ 提案人工芝等構成書（様式7）及び人工芝等の仕様等の適合状況（様式7・別紙）の作成

記載に当たっては、ロゴや製品名、型番などを使用し、提案した人工芝等を特定できるようにすること。

キ 提出部数等

(ア) 提出部数

正本1部、副本12部

企画提案書（概要版）12部

提案人工芝等構成書1枚

電子データ1部

提案サンプル1個

※ 正本表紙（様式5-1）及び副本表紙（様式5-2）は、紙出力（片面印刷）し、上から表紙、様式6-1から6-4の順に重ね、長編左側の2か所をホッチキス止めすること。

※ 正本表紙（様式5-1）にのみ、応募者名を記入すること。

※ 企画提案書（概要版）が複数枚に及ぶ場合は、左上隅1か所をホッチキス止めすること。なお、A4サイズに内折りすることを可能とする。

※ 提案人工芝等構成書（様式7）及び人工芝等の仕様等の適合状況（様式7・別紙）を正本及び副本と編綴しないこと。

※ 電子データは、正本表紙、副本表紙、企画提案書、企画提案書（概要版）及び提案人工芝等構成書をPDFにてCD-R等の記録媒体に保存したものとす。

※ 提案サンプルは、提案人工芝等構成書に記載した、提案内容と同一内容で構成する人工芝、基布等及び充填材の一体物とし、縦15cm×横20cm程度のクリアケース入りとする。なお、クリアケースは、その触感等が確認できるように上部で開放できるものとし、緩衝材等を使用するなどして、持ち運び等による破損等を防ぐこと。

(イ) 書式体裁

様式の定めのあるものは、提供様式（A4版）で出力すること、様式の定めのない企画提案書（概要版）は、A3版で出力することを考慮し、読み易さ、分かり易さに配慮した文字ポイントを使用して作成すること。

(ウ) その他

企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合、その者の提案すべてを無効とする。

(3) 留意事項

手続において使用する言語は、日本語とし、通貨単位は円とする。

9 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公示日から令和8年7月3日（金）15時まで

提出場所 前記3(4)の事業担当課

(2) 提出場所

前記3(4)の事業担当課

(3) 受付方法

質問書（様式4）及び質疑応答書（様式4・別紙）に記入の上、電子メールで提出すること。

なお、提出の際は、前記3(4)の事業担当課に電話にて質問書等の到達を確認すること。

(4) 質問に対する回答

質問書を提出した全ての者に対し、電子メールにより通知する。

10 辞退届

参加資格確認結果の通知後、やむを得ない事情により本プロポーザルを辞退する者は、辞退届（様式8）を提出すること。この場合、既に提出された書類等は一切返却しないものとする。

11 応募者の失格

参加資格確認結果の通知後、次の各号のいずれかに該当する者は失格とする。

(1) 企画提案書の提出期限に遅れた者

(2) 他の応募者の参加や審査結果に影響を与える不正な行為を行った者

(3) 参加資格確認申請書及び企画提案書等に虚偽の記載をした者

(4) 企画提案書に人工芝等に係る費用の上限単価を超える金額を記載した者

(5) 上記「4 応募資格等」を満たさないことになった者

(6) その他本要領に違反すると認められた者

12 プレゼンテーション

(1) 開催時期及び開催場所

別途、応募者に通知する。

応募者が複数の場合のプレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。なお、プレゼンテーションを欠席する者の提案は無効とする。

(2) 説明等の時間

応募者による提案内容の説明時間は15分、質疑応答は10分を予定する。

説明に当たっては、提出した企画提案書に記載した内容に関することに限る。

なお、提案サンプルを用いてプレゼンテーションを行う場合は、提出した提案サンプルと同一のサンプルを別途、応募者が当日持参すること。

(3) その他

ア プレゼンテーション会場への入室は、各応募者 3 名までとする。

イ プレゼンテーションは、提出した企画提案書、企画提案書（概要版）及び持参した提案サンプルにより行う。

ウ プレゼンテーションでの説明内容及び質疑への応答は、企画提案書の補足とみなす。

エ マイク設備は、必要に応じて県が準備する。

13 審査

(1) まめだ簡易グラウンドサッカー場に敷設する人工芝等の供給等事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 評価及び審査

まめだ簡易グラウンドサッカー場に敷設する人工芝等の供給等事業候補者評価要領（以下「評価要領」という。）に基づき行う。

14 基本協定の相手方とする事業候補者の行った提案内容の取扱い

基本協定の相手方とする事業候補者の企画提案書を、「まめだ簡易グラウンドサッカー場に敷設する人工芝等」として特定し、その提案内容を、別途公告する本工事で使用する人工芝等に指定する。

なお、基本協定書の内容は、別添の「まめだ簡易グラウンドサッカー場に敷設する人工芝等の供給等事業に関する基本協定書（案）」を原則とし、やむを得ない理由により、加筆・修正が必要な場合が生じたときは、別途協議することとする。

15 まめだ簡易グラウンドサッカー場の概要

(1) 仕様等

ア グラウンドの面積

全体：25,400 m²（人工芝敷設面積：約19,000 m²）

イ グラウンドの仕様

既存：土

完成後：人工芝

(2) 付帯設備

照明設備、防球ネット等

(3) 平面図

別添1のとおり。（完成後イメージ）

16 その他

(1) 本募集及びこれに関する事項につき、故意又は過失の如何を問わず、応募者（応募予定者含む。）が第三者に損害を生じさせても、県はこれを補償しない。

(2) 本募集に関する一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、県庁の所在地を管轄する金沢地方裁判所とする。また、適用法令は日本国内法とする。



現時点での競技ライン等について（参考）

【サッカー】

・ 68m×105mの2面を想定 ※ライン：白

【8人制サッカー】

・ 50m×68mの4面を想定 ※ライン：黄

【ホッケー】

・ 55m×91.4mの2面を想定 ※ライン：青